

織幡一般廃棄物最終処分場
雨水配管等補修工事

仕 様 書

令和8年度

香取広域市町村圏事務組合

目 次

第1章 総 則

第1節	工事概要	1
第2節	適用範囲	2
第3節	施工計画書	2
第4節	施工体制台帳	2
第5節	工事写真	2
第6節	跡片付け	3
第7節	環境対策	3
第8節	諸法令の遵守	3
第9節	各種手続き及び関係者との協議	3
第10節	他工事との関連	3
第11節	事故処理	4
第12節	工事関係資料	4
第13節	作業時間等	4
第14節	工事の納まり等の関係による協議	4
第15節	完成図書の提出	4

第2章 材 料

第1節	工事中材料及び機器	6
第2節	材料検査及び試験	6
第3節	材料及び機器の製作	6

第3章 工 事

第1節	仮設工事等	7
第2節	準備工事	7

第4章 特記仕様書

第1節	一般事項	8
第2節	施工の条件	8
第3節	更生管の仕様	9
第4節	施工計画	9
第5節	施工管理	11
第6節	品質管理	12
第7節	出来形管理	13
第8節	提出図書	14

第5章 その他

第1節	震災対策	14
第2節	疑義に対する協議等	14
第3節	その他	14

第1章 総 則

第1節 工事概要

1. 工事名称

雨水配管等補修工事

2. 工事場所

織幡一般廃棄物最終処分場
千葉県香取市織幡1061番地1 他

3. 施設規模

埋立面積	17、000 m ²
埋立容量	100、000 m ³
浸出水処理施設	平均 5.7m ³ /日
埋立対象物	焼却残渣、不燃性ごみ（びん、缶等）、生ごみ、浸出水汚水

4. 工 期

自	令和	8年	月	日
至	令和	9年	3月	12日

5. 工事範囲

本工事の範囲は下記とする。

1) 雨水配管等補修工事 一式

第2節 適用範囲

1. 本仕様書は、香取広域市町村圏事務組合（以下、「組合」という。）が、令和8年度に発注する織幡一般廃棄物最終処分場の雨水配管等補修工事に適用する。
2. 本工事は、「千葉県土木工事共通仕様書」、「国土交通省建築工事共通仕様書」「国土交通省機械設備工事共通仕様書」、「国土交通省電気設備工事共通仕様書」等に従い施工するが、本仕様書記載事項については上記共通仕様書等に優先する。
3. 工事は、設計図書に従い施工するが、設計図書に明示されていない事項で工事の性質上当然必要なものは、監督員と協議のうえ施工する。

第3節 施工計画書

1. 受注者は契約確定後、速やかに工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての工事施工計画書及び工事工程表を作成し、監督員の承認を受けること。なお、現場の状況等で計画を変更する必要がある場合は、計画変更書を提出しなければならない。
2. 受注者は、施工計画書の提出に際して、その内容のヒアリングを監督員から求められたときは、応じなければならない。

第4節 施工体制台帳

1. 受注者は、所定の様式により施工体制台帳を作成し工事現場に備えるとともに、監督員に提出するものとする。なお、様式・記載内容については協議の上決定するものとする。
2. 施工体系図に記述する工事内容は、契約図書の工種区分との対比がわかりやすいように記述すること。ただし、詳細になりすぎないように留意する。

第5節 工事写真

工事写真は、工事名・撮影対象物・撮影場所等の説明事項を記入のうえ提出する。撮影場所、撮影頻度等は原則として下記による。

1. 着工前
敷地全景を敷地境界などから工事区域の全体が把握できるように2方向以上から撮影する。
2. 工事中
工事主要箇所及び陰ぺいされる箇所を工事工程に従い撮影する。
工事の進捗状況が把握できるよう定期的に2方向以上からの撮影（定点撮影）を行う。

3. 事故発生時
事故の状況が確実に把握できるよう詳細に撮影する。
4. 竣工時
施設等の外観及び内部の全体が把握できるように撮影する。
5. その他
前項以外の撮影箇所、部位等については監督員の指示に従うものとする。

第6節 跡片付け

受注者は、工事の施設上必要な土地・立木・施設等を撤去又は損傷を与えた場合には、原形同等以上に復旧しなければならない。

第7節 環境対策

1. 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。
2. 受注者は、工事の施工に伴い処分場内の地盤沈下やガスの発生、下流側擁壁からの漏水等が見られた場合は、監督員に報告し、周辺の環境に影響がないように対策等に努めなければならない。

第8節 諸法令の遵守

受注者は、本工事の施工にあたり「千葉県土木工事共通仕様書」等に示す関係法令等を遵守するとともに工事の円滑な進捗を図る。なお、これら諸法規の適用は受注者の負担と責任において行う。

第9節 各種手続き及び関係者との協議

本工事に必要な関係官公庁などへの諸手続きは受注者の経費負担により行う。発注者が行わなければならない手続きはこれに協力する。

また、工事関係者に対しては工事着手前及び工事中において工事内容等必要な事項について調整する。

第10節 他工事との関連

本工事が他工事と錯綜する場合は、事前に関係者が十分協議し、互いに協力しあい工事の安全と円滑な工事の進捗を図る。

第11節 事故処理

工事による事故が発生した場合は、速やかにその日時、場所、原因、状況、被害者氏名、応急措置、その他の対応等について監督員に報告しなければならない。その事故が受注者の責任に帰する場合は、その補償等すべて受注者の負担とする。

第12節 工事関係資料

1. 監督員との協議資料、関係者との調整等必要な事項は工事日報、月報とともに議事録を作成し、監督員の確認を受けること。
2. 受注者は、工事関係資料を他に公表または貸出しする場合は、監督員の承認をうけること。

第13節 作業時間等

1. 定められた時間以外に工事を行わなければならない場合は監督員と協議する。
2. 休日等で工事責任者が不在の場合は、緊急時の連絡体制を確保する。

第14節 工事の納まり等の関係による協議

現場の納まり、取り合い等の関係で設計図書によることが困難または不都合な場合は監督員と協議のうえ施工する。

第15節 図書の提出

1. 実施工程表等
 - ① 工事の着工に先立ち、実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受ける。
 - ② 工事の着工に先立ち、工事の総合的な計画書をまとめた施工計画書を作成し、監督職員に提出する。
 - ③ 工種別に機器、機材、工法、品質管理などの具体的に定めた施工計画書を作成し、監督職員の承諾を受ける。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。
 - ④ 施工計画書の内容に変更する必要がある場合、監督職員に報告するとともに、施工等に支障がないように適切な措置を講じる。
2. 施工図等
施工図等を当該工事に先立ち作成し、監督職員の承諾を受ける。

3. 工事記録

- ① 監督職員と協議した結果について、記録を整備する。
- ② 工事の全般的な経過を記載した書面を作成する。
- ③ 工事の施工に際し、試験を行なった場合は、直ちに記録を作成する。
- ④ 随時、施工の記録、工事写真等を整備する。

4. 工事関係提出書類（参考）

- | | |
|--------------------|-----------------|
| 1. 工事着手届 | 1 部 |
| 2. 現場代理人及び主任技術者届 | 1 部 |
| 3. 作業日報 | 1 部 |
| 4. 工事工程表 | 1 部 |
| 5. 完成図書 | 2 部 |
| 6. 使用材料品質保証書 | 1 部(該当がある場合) |
| 7. 特別管理産業廃棄物マニフェスト | 1 部(該当がある場合) |
| 8. 完了届 | 1 部 |
| 9. その他必要書類 | 必要部数(監督職員の指示事項) |

提出図書の取りまとめ様式、提出日については監督職員の指示による。

第2章 材 料

第1節 工事用材料及び機器

1. 本工事で使用する材料及び機器の仕様は「第3章工事」の各項に規定するが、全てそれぞれの用途に適合する欠点のないもので新品とする。
2. 本工事で使用する材料及び機器の規格は特に定めるもののほか日本産業規格(JIS)、日本農林規格(JAS)、日本水道協会規格(JWWA)、電気規格調査会規格(JEC)、日本電機工業会標準(JEM)等の規格が定められている場合は、これらの規格品を使用する。
3. 使用機材は、あらかじめ試験成績証明書、製品証明書及び見本品等を提出し、監督員の承認を受けること。

第2節 材料検査及び試験

1. 工事用機材の検査及び試験は、下記による。
 - 1) 立ち会い検査及び試験
指定された機材の検査及び試験は、原則として監督員の立会いのもとで行う。ただし、監督員の認めた場合は、受注者が提示する検査(試験)成績証明書によることができる。
 - 2) 検査及び試験の方法
検査及び試験は、あらかじめ監督員の承諾を得た検査(試験)要領書に基づき行う。
 - 3) 検査及び試験の省略

公的機関またはこれに準ずる機関の発行した証明書等で機材の成績が確認できる場合は、立ち会い検査及び試験を省略することができる。
 - 4) 材料検査及び試験の手続きは受注者が行いこれに要する費用は、受注者の負担とする。

第3節 材料及び機器の製作

材料及び機器の製作については、あらかじめ製作図等を作成し、監督員の承認を受けること。

第3章 工 事

第1節 仮設工事等

1. 工事に必要な現場事務所、監督(監理)員詰所、〔建築工事共通仕様書の2.4.1監督職員事務所、受注者事務所等及び下記に示す仕様〕資材置場、作業員詰所、工事用道路、工事用給排水、電気設備、資材供給プラント等を設置する場合は、あらかじめ計画書を作成し監督員の承認を受けること。なお、指定された仮設設備についてもあらかじめ工事の詳細について監督員の承認を受けること。
2. 受注者は、工事中公衆に迷惑を及ぼす行為(公害の発生や付近の地権者との紛争を起こすような行為)のないよう十分配慮する。
3. 工事により他の管理する施設を損傷した場合は、速やかに監督員に報告するとともに必要な復旧措置を講ずる。

第2節 準備工事

1. 施工に先立ち、杭・旗等で施工範囲を明確にし、監督員の確認を受けること。
2. 施工方法については、あらかじめ監督員と協議する。
3. 伐採した草木等の処分については監督員と協議すること。

第4章 特記仕様書

本特記仕様書は、織幡一般廃棄物最終処分場の雨水配管等補修工事に対して、管渠を自立管により更生する工事に適用するものである。

第1節 一般事項

1.1 施工目的

本工事は、陥没等の事故を未然に防止する為、管渠内部を補強することを目的とする。

1.2 施工対象

1. 管渠更生工（自立管製管工法）

施工延長：L=104.00m

管路延長：L=102.80m 下水道用鉄筋コンクリート管φ1000（更生径φ760）

2. 適用工法

- (1) 本仕様書の適用工法は、自立管製管工法（らせん巻き自立管）である。
- (2) 公益財団法人日本下水道新技術機構の建設技術審査証明を得た管渠更生工法で、現場の施工条件に適合する旨が審査証明に明記されていること。
- (3) (公社)日本下水道協会のⅡ類資機材認定を受けていること。

第2節 施工の条件

2.1 工事概要

請負者は、工事の概要として次の事項を設計図書により確認しなければならない。

- ① 工事名称
- ② 工事箇所
- ③ 路線番号
- ④ 施工延長（管きょ延長）
- ⑤ 既設管種
- ⑥ 既設管内径
- ⑦ 既設管勾配
- ⑧ 既設管施工年度
- ⑨ 工法分類
- ⑩ 更生後の断面

2.2 施工現場の条件

請負者は、工事の着手に当たって現地調査を行い、以下の施工現場の条件事項について確認しなければならない。

- ① 道路状況
- ② 道路使用許可条件
- ③ 周辺環境
- ④ 進入路状況
- ⑤ 気象・気温
- ⑥ 仮排水
- ⑦ 施工時間規制
- ⑧ 排水条件

- ⑨ 流下下水量・水位
- ⑩ 地下水位

2.3 既設管調査・事前処理

1. 請負者は、管渠の更生工事に先立ち既設管渠内を洗浄するとともに、目視またはTVカメラ等によって調査しなければならない。調査の項目は延長、調査方法、取付管突き出し処理、浸入水処理、木根処理、モルタル除去および通過可否とし、その結果をまとめ監督員に提出しなければならない。
2. 請負者は、既設管渠調査の結果、前処理工の必要がある場合には、監督員と協議の上、管渠更生工事に支障のないように切断・除去等により処理しなければならない。

第3節 更生管の仕様

3.1 更生管

工事の設計条件と次の条件に基づき更生管の構造計算を行い、その結果が確認できる資料を作成し監督員に提出しなければならない。

1. 更生管渠の評価既設管渠の耐荷能力を見込まないこととする。
2. 荷重
鉛直土圧と活荷重による鉛直荷重の総和とする。
3. 更生管の構造計算
JSWAS K-1 に準じるものとする。

3.2 材料特性（物性値）

使用する更生管材料は、物性値の要求性能として耐荷性能（表面部材の偏平強度、曲げ強度）、耐薬品性、耐摩耗性、水密性、水理性および耐震性能（変位追従性）について公的機関の審査証明を得たもの、またはこれと同等以上の品質を有するものでなければならない。

第4節 施工計画

4.1 施工計画書に定めるべき事項

請負者は、管渠更生工事の施工に当たって、工事着手前に調査を行い次の事項を明記した施工計画書を作成し監督員に提出しなければならない。

- ① 工事概要
- ② 職務分担および緊急時の連絡体制
- ③ 工事記録写真撮影計画
- ④ 実施工程表
- ⑤ 施工手順
- ⑥ 主要機械
- ⑦ 主要資材
- ⑧ 材料設計および水理性能評価
- ⑨ 材料品質証明の内容
- ⑩ 前処理計画
- ⑪ 施工管理（建設副産物等）

- ⑫ 品質管理
- ⑬ 環境対策
- ⑭ 安全・衛生管理
- ⑮ 材料の製造から使用までの保管期間と保管方法
- ⑯ 材料の運搬方法
- ⑰ 工事記録等の管理
- ⑱ その他、監督員の指示事項等

4.2 職務分担および緊急時の連絡体制

1. 主任技術者、監理技術者は、建設業法に定める有資格者でなければならない。
2. 請負者は、工事の着手に際して職務分担表を作成し、監督員に提出しなければならない。
3. 請負者は、選定した工法の技能講習を受け合格した専門技術者（主任技術者または監理技術者との兼務可能）を当該作業中は現場に常駐させなければならない。なお、専門技術者の技能講習終了証等の写しは施工計画書に添付しなければならない。
4. 請負者は、本社責任者、現場代理人、主任技術者（監理技術者）の氏名、緊急時の連絡先（昼、夜）を明示した緊急時連絡体制表を作成し監督員に提出しなければならない。

4.3 実施工程表の作成

請負者は、工程計画の作成に当たって設計図書をはじめ「工事概要」、「施工現場の条件」、「既設管調査・事前処理」の内容を反映し、市民の生活や交通に支障をきたさないように、1 サイクルで施工可能な適切な工事の範囲をあらかじめ明示し、これに必要な作業時間、養生時間等に基づき工程計画を作成し監督員に提出しなければならない。

4.4 工法選定理由

1. 請負者は、管渠更生工事で採用する工法が更生管渠に必要な構造機能、流下機能等の仕様を満足することを構造計算書、流量計算書に明示し、工法選定理由を施工計画書に記載しなければならない。
2. 耐震計算についても、L1 およびL2 地震動に対応した計算を行い、施工計画書に記載しなければならない。

4.5 施工手順

請負者は、採用した工法の施工手順を施工計画書に記載しなければならない。その際、施工管理、品質管理および出来形管理手法についても記載するものとする。

4.6 その他の留意事項

1. 請負者は、準備工、片付け工、地先排水の水替え等についても工事着手前に現場の機器設置スペースおよびマンホール、ます（枡）の位置を確認し、使用する主要資機材を明記し監督員に提出しなければならない。
2. 請負者は、工事着手前に監督員と協議のうえ地元住民に工事の内容を説明し、理解と協

力を求め、工事を円滑に実施しなければならない。

3. マンホール内作業時は、酸素濃度計、硫化水素濃度計等を設置するとともに、本管およびマンホール内の換気を行うこと。

4. 管渠更生前に実施する既設管の堆積物および腐食部等を除去する洗浄水の圧力は、既設管の劣化状態（腐食等）に応じて慎重に選定すること。

5. 作業時間は9時から17時までとする。

第5節 施工管理

5.1 施工管理

1. 請負者は、工事を安全に実施し、かつ品質を確保するために、スパンごとに次の事項について適宜監督員と協議を行い十分な管理を行わなければならない。

- ① 工程
- ② 安全・衛生
- ③ 施工環境

2. 請負者は、管理項目および管理値等を適切に管理するとともに、間詰め材注入については自動記録紙等に温度・圧力・時間等を記録し、監督員に提出しなければならない。

なお、注入量は、施工計画書に示す計画充てん量等と比較することで、間詰め材が適正に充てんされていることを確認すること。

3. 請負者は、現場状況等により施工計画に変更が生じた場合は、速やかに監督員と協議すると共に施工計画書の変更を行わなければならない。

5.2 工程管理

請負者は、所定の様式に定める「工事出来高報告書」等により、工事進捗状況を監督員に提出しなければならない。

5.3 安全・衛生管理

請負者は、労働災害はもとより、物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則、ならびに市街地土木工事公衆災害防止対策要綱等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講じなければならない。

1. 管渠更生工法における安全管理

- ① 有資格者の適正配置
- ② 管渠内作業に適した保護具の着用
- ③ 施工前の安全対策（情報収集）
- ④ 施工時の安全対策
- ⑤ 周辺環境への対策
- ⑥ 災害防止についての対策

2. 酸素欠乏および有毒ガス等の安全処置

3. 供用中の施工における排水対策

4. 安全に関する研修、訓練

5.4 局地的大雨に対する安全管理

請負者は、局地的大雨による増水に備えるため、次の事項を施工計画書等に明記し、監督員に提出しなければならない。また、その内容について作業員への周知徹底を図るとともに対策を講じなければならない。

- ① 現場特性の事前把握
- ② 工事等の中止基準・再開基準の設定
- ③ 迅速に退避するための対応
- ④ 日々の安全管理の徹底

5.5 施工環境管理

請負者は、施工中の環境に配慮するために次の環境対策を講じなければならない。

- ① 工事広報
- ② 粉じん（塵）対策
- ③ 騒音・振動対策
- ④ 臭気対策
- ⑤ 宅内逆流噴出等対策

第6節 品質管理

6.1 品質管理

請負者は、更生後の品質を確保するため、主任技術者または監理技術者の責任の下で、「施工前の品質管理」、「施工時の品質管理」および「竣工時の品質管理」について十分管理し、その結果が確認できる資料を作成して監督員に報告しなければならない。

6.2 施工前の品質管理

請負者は、工事着手前に、使用する更生材料等の品質を確保するため、使用材料・組成一覧表（材料証明書）、品質証明書、化学物質安全データシート（MSDS）、材料納品書（納品伝票）、ミルシート等を監督員に提出し、適正な管理下で製造されたことの承認を得なければならない。また、請負者は、必要に応じ物性試験を行い監督員に提出しなければならない。

6.3 施工時の品質管理

請負者は、次の項目について施工計画書の記載内容を遵守して適切に管理しなければならない。

請負者は、施工計画書に記載された管理項目、管理値等を適切に管理すると共に、間詰め材注入については自動記録紙等に温度・圧力・時間等を記録し、監督員に提出しなければならない。

- ① かん合状況の確認
- ② 間詰め材性状確認
- ③ 間詰め材注入圧力
- ④ 間詰め材注入量管理
- ⑤ 完全充てんの確認

6.4 竣工時の品質管理

請負者は、管渠更生時の材料で成形した供試体を使用して、公的試験機関等で表面部材の耐薬品性試験を行わなければならない。また、間詰め材の充てん状況確認のため、打音検査等を実施するものとする。

第7節 出来形管理

7.1 寸法管理

請負者は、更生管渠の出来形を把握するため、更生管渠の内径（高さ・幅）、延長を図資7-1 に示す同じ測定位置で計測し、その記録を監督員に提出しなければならない。

7.2 更生管渠仕上り内径の管理

請負者は、更生工事完了後の更生管厚または仕上り内径が適正であることを次の測定方法により確認しなければならない。

1. 仕上り内径の測定は、1 スパンの上下流マンホールの管口付近で行うこと。人が入ることができる場合は、仕上り内径について1 スパンの中間付近でも行うこと。
2. 測定箇所は、上下左右の間詰め材を含めた更生材厚さが異なることから、更生管渠の内側中央高さと同幅の2 箇所の仕上がり内径を測定すること。
3. 検査基準については、平均内径が設計更生管径を下回らないこととする。

7.3 内面仕上り状況の管理

1. 請負者は、更生工完了時において、管渠内を洗浄し取付け管穿孔片を除去した後、全スパン目視あるいは自走式テレビカメラにより外観検査を行わなければならない。なお、自走式テレビカメラの場合、取付け管口においては必ず側視を行い、状況を入念に確認しなければならない。
2. 請負者は、確認の内容としては、更生管渠の変形、更生管渠浮上による縦断勾配の不陸等の欠陥や異常箇所がないことを確認し、その結果を監督員に提出しなければならない。
3. 請負者は、更生管渠と既設マンホールとの本管管口仕上げ部においては、浸入水、仕上げ材のはく離、ひび割れ等の異常のないことを確認し、その結果を監督員に提出しなければならない。
4. 請負者は、取付管口の穿孔仕上げ状態として、既存の取付管口形態と流下性能を確保し、新たに漏水、浸入水の原因となる状況が発生させていないことを確認しなければならない。

7.4 工事記録写真等の撮影および提出

請負者は、工事記録写真等検査結果、フィルム等の記録を報告書に添付して監督員に提出しなければならない

第8節 提出図書

8.1 提出図書

請負者は、工事完了時に以下に示す図書を監督員に提出しなければならない。

- ① 竣工図
- ② 事前調査結果報告書
- ③ 成果表（施工延長集計表）
- ④ 材料表（納品伝票）
- ⑤ 施工管理報告書
- ⑥ 出来形管理記録表
- ⑦ 品質性能試験報告書
- ⑧ 酸素欠乏等の濃度測定記録表
- ⑨ 工事記録写真およびTVカメラ調査結果（DVD等）

第5章 その他

第1節 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震予知情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置を講ずるものとする。

第2節 疑義に対する協議等

設計図書に定められた内容に疑義を生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、監督職員と協議する。

第3節 その他

本工事の実施にあたり、「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」に従い、適切な施工をすること。

この仕様書に定めない事項については、必要に応じて双方協議するものとする。